

(創意2/2)

審査項目・細別	評価対象項目
5.創意工夫 (最大 7点) 0.0	■安全衛生関係 ☐ 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) ☐ 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 ☐ 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、 ☐ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 ☐ 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 ☐ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 ☐ 作業時における作業環境改善等の工夫 ☐ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 ☐ その他 理由: 詳細評価内容:
	■施工管理関係 ☐ 出来形の管理等に関する工夫 ☐ 施工計画書または写真記録等に関する工夫 ☐ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 ☐ CAD、施工管理ソフト等の活用 ☐ 施工合理化技術(※6)を活用した施工管理の工夫 ☐ その他 理由: 詳細評価内容:
	■その他 ☐ <新技術活用>新技術活用は複数の技術の評価を可能とするが、加点は最大3点とする。 ☐ NETIS登録技術やMade in 新潟新技術普及・活用制度等、国や地方自治体の新技術制度に ☐ 登録された新技術を受注者からの提案により活用した。 <その他> ☐ 「営繕工事における週休2日促進工事実施要領」により、「月単位の4週8休以上」を達成した。 ※「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所(現場休息)日数の割合(以下、「現場閉所(現場休息)率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っている状態をいう。なお、現場閉所日(現場休息日)を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (※本項目は1.0点の加算とする。) ☐ <その他> 理由: 詳細評価内容:

※1. 評価は受注者から提出された実施状況に関する書類を活用する。

※2. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※3. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により1、2、3点で最大7点の加点評価とする。

※4. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

なお、総括監督員・工事を総括する技術職員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※5. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があつた内容を詳細評価内容欄に記載する。

※6. 施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。

※7. 審査項目「創意工夫」の「■準備・後片づけ関係」から「■安全衛生関係」までの4つの細別ごとに、施工合理化技術を活用して効果があつた場合に、その他の理由に具体的内容を記載して加点する。さらに、当該技術がNETIS登録技術やMade in 新潟新技術普及・活用制度等である場合は「■その他」<新技術活用>の項目に追加で加点できるものとする。

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表		
	点数		措置内容
7. 法令遵守等	◎		該当無し(措置内容1～7まで)
	○	-20 点	1.指名停止3ヶ月以上
	○	-15 点	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	○	-13 点	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	○	-10 点	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満
	○	-8 点	5.文書注意(文書警告・文書注意)
	○	-5 点	6.口頭注意
	○	-3 点	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合(措置なしとした案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)
	□	点	8.その他(理由:)
	① 本審査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から8の措置があった」場合に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、工事請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者(特例監理技術者を含む。)、監理技術者補佐、主任技術者、品質証明員、受注企業の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等)は、主任又は総括監督員・工事を総括する技術職員の評価対象項目である安全対策において減点をする。(口頭注意未満の処分の措置については、技術管理課工事検査室の安全対策担当の工事検査監が判断する。) 【上記で評価する場合の適応事例】 ・ 1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 ・ 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 ・ 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 ・ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ・ 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ・ 6.建設業法に違反する事実が判明した 例)一括下請負、技術者の専任違反等 ・ 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・ 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ・ 10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ・ 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ・ 12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ・ 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・ 14.受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。 ・ 15.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ・ 16.引渡し後に事故等が発生し、工事目的物が受注者の責による契約不適合で重大なものであることが判明した。 ・ 17.低コスト調査で虚偽の報告があった。 ・ 18.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。 ・ 19.受注者が建設工事請負基準約款第8条の2の規定に違反して社会保険等未加入建設業者を下請人としていることが判明した。 ・ 20.明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合、その他にその旨表記し、点数を減ずる。		